

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの皆様へ

## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

最初にご確認ください

- 1 この制度は資金の「貸付」であり、返済が必要です。  
ただし、償還時に借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象となる場合があります。詳細は、別添チラシをご確認ください。
- 2 生活保護世帯、従前から就業していない世帯は対象外です。

### 緊急小口資金

- 対象者 : 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 : 10万円以内。ただし、以下の場合には20万円以内の貸付が可能
  - (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - (2)世帯員に要介護者がいるとき
  - (3)世帯員が4人以上のとき
  - (4)世帯員に下記の①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
    - ①子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
    - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
  - (5)世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
  - (6)上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 利子 : 無利子
- 据置期間 : 貸付の日から1年以内
- 償還(返済)期限 : 据置期間経過後2年以内

### 総合支援資金(初回貸付)

- 対象者 : 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 : (単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内
- 貸付期間 : 原則3月以内
- 据置期間 : 貸付の日から1年以内
- 償還(返済)期限 : 据置期間経過後10年以内

#### お申込みにあたりご用意いただくもの(共通)

- (1)本人確認書類のコピー(いずれか1種類)
  - 運転免許証(両面) パスポート
  - 健康保険証 マイナンバーカード(保護ケースに入れたまま表面のみコピー)
  - 在留カード(特別永住者証明書)※外国籍の方の場合
- (2)住民票原本(世帯全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの。本籍地、マイナンバー表示は不要)
- (3)通帳またはキャッシュカードのコピー(金融機関名・支店名・口座名義、口座番号がわかる部分のコピー)

※すでに緊急小口資金もしくは総合支援資金のいずれかを申請・貸付決定している方が、もう一方の貸付を申請する場合、(1)本人確認書類(3)住民票(4)通帳またはキャッシュカードのコピーは添付不要です。

## 記入いただく書類

※それぞれ別様式になりますのでご注意ください

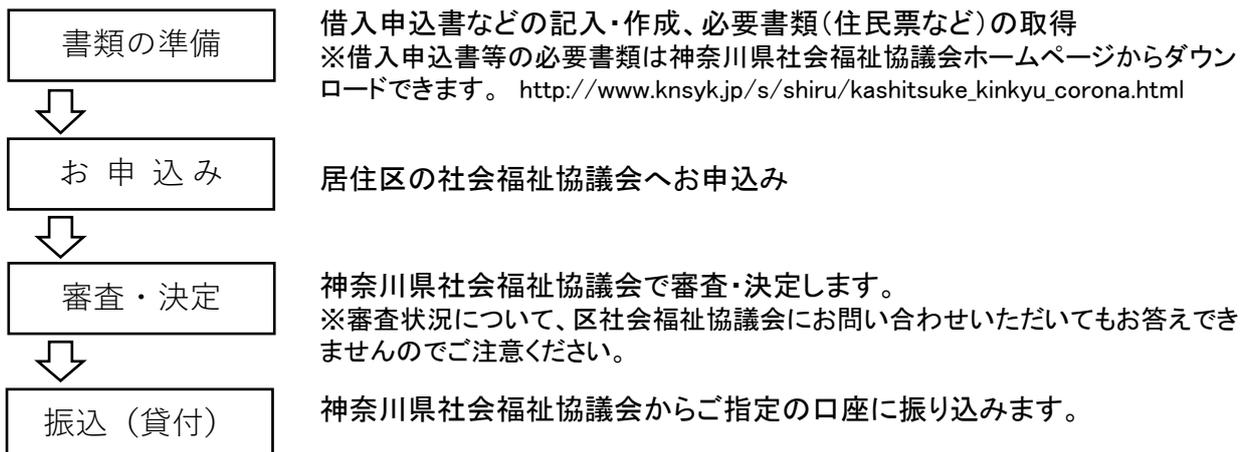
### 《緊急小口資金》

- 借入申込書
- 借用書
- 重要事項説明書
- 収入の減少状況に関する申立書

### 《総合支援資金》

- 借入申込書
- 借用書
- 留意事項及び同意事項
- 重要事項説明書
- 収入の減少状況に関する申立書

## お申込み～振込(貸付)の流れ



## 注意事項

- \* 休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。
- \* 個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。
- \* 審査の結果、貸付ができない場合があります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は即時に返還していただきます。
- \* 貸付決定されたあと、ご本人名義の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
- \* 大変多くの方からお申し込みをいただいておりますので、送金を行うまでには、申請書類を県社協で受理してから数週間のお時間をいただきます。書類に不備等がある場合には、その訂正に必要な日数がかかりますのでご了承ください。
- \* ご返済はゆうちょ銀行からの払い込みとなります(口座引落希望の方はご相談ください)
- \* 返済(償還)期限を超えた場合は延滞利子が発生しますのでご注意ください。
- \* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入できません。
- \* **現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、また、その疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。**

## 必要書類の取得について

以下のホームページよりダウンロードいただけます。

神奈川県社会福祉協議会ホームページ [http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kinkyu\\_corona.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html)

## 【お問合せ】

- 緊急小口資金・総合支援資金のお申込みに関することはお住いの区社会福祉協議会にお電話ください。  
※ 区によって相談受付時間が異なりますので、電話等でご確認ください。

区	電話番号
鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117

- 申込み後の振込予定日の確認、制度に関する苦情・ご意見等  
神奈川県社会福祉協議会  
電話 045-534-6082（平日9時～17時）
- 一般的なお問合せ  
厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
電話 0120-46-1999（平日9時～17時）